

3月号（486号）

甲株式会社は電子機器の卸売業を営む取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。202X年4月1日時点での甲社の取締役は、A、B、CおよびDの4名であり、AおよびBが代表取締役に選定されている。甲社における内規により、Aは社長、Bは副社長という肩書きを付与されている。

202X年4月10日に開催された甲社の取締役会において、Bは代表取締役から解職された。ただし、当面の間、副社長という肩書きを使用してもよいとされた。さらに、甲社の登記簿においてBの代表取締役からの退任登記がなされたのは、同年5月20日であった。

乙株式会社（乙社の代表取締役はE）および丙株式会社（丙社の代表取締役はF）は、従前から、継続的に甲社との間で取引を行っている会社である。202X年5月1日に、Eは乙社を代表して、Bとの間で甲社に対して300万円分の電子部品を納入する契約を締結した（本件第1取引）。同年6月1日に、Fは丙社を代表して、Bとの間で甲社に対して400万円分の電子部品を納入する契約を締結した（本件第2取引）。本件第1取引および本件第2取引の契約書には、いずれも甲社代表取締役副社長という肩書きとともに、Bの署名がなされており、EおよびFはいずれも、契約の時点においてBが代表取締役でないことを知らなかった。

問1 202X年7月1日に、Eは、本件第1取引について、代金の支払いを甲社に請求した。甲社は、Bが代表取締役でなかったことを理由として、この請求を拒むことができるか説明しなさい。

問2 202X年8月1日に、Fは、本件第2取引について、代金の支払いを甲社に請求した。甲社がBについて代表取締役からの退任登記がなされていることを理由としてこの請求を拒んだ場合、Fがなしうる主張としてどのような主張が考えられるかについて説明した上で、それぞれの主張が認められるか論じなさい。

2月号（485号）

甲株式会社および乙株式会社は、いずれも取締役会設置会社である。乙社は、その定款において、公告方法として官報に掲載する方法を定めている。甲社および乙社の直近の貸借対照表における純資産額はそれぞれ、甲社が5000万円、乙社が1億5000万円である。また、甲社と乙社が有する相互の株式の割合はそれぞれ20%未満である。

201X年2月1日、乙社の取締役会は、甲社との間で、合併により乙社を存続会社とし、甲社を解散するという合併契約（以下「本件合併契約」という）を締結することを承認した。本件合併契約において、合併の効力発生日は同年4月30日とされた（以下、甲社と乙社の合併を「本件合併」という）。

乙社の知っている債権者は、A、BおよびCの三者であり、それぞれ乙社に対して3000万円の債権を有している。乙社の代表取締役Dは、201X年3月1日、AおよびBに対して、債権者が同年4月15日までに異議を述べるができる旨など、知っている債権者に催告すべき内容を催告した。もっとも、上記の内容について乙社が官報に公告することはなく、Cに対する催告もなされなかった。

EおよびFは、乙社の株主であり、それぞれ300個の議決権を有している。乙社は、201X年3月27日、本件合併契約を承認するために臨時株主総会を開催した（本件株主総会）。EおよびFは、本件株主総会に先立って本件合併に反対する旨を乙社に通知した。本件株主総会に、Eは出席したが、Fは出席せず自らの議決権を代理行使させることもなかった。本件株主総会において、Eの反対にもかかわらず、本件合併契約を承認する決議がなされた。同日、甲社も臨時株主総会を開催し、本件合併契約を承認する決議がなされた。

201X年4月10日、Aは、乙社に対して本件合併について異議を述べた。これに対し、乙社は、Aに対して弁済することも、相当の担保を提供することも、また信託会社等に財産を信託することのいずれもしなかった。Bは、同年4月15日までに本件合併について異議を述べなかった。

201X年5月1日、甲社について解散の登記が、乙社につき変更の登記がなされた。

問1 EおよびFは、本件合併に際して、反対株主による買取請求権を行使することができるか、説明しなさい。

問2 A、BおよびCは、201X年8月1日の時点で、本件合併の無効を求めることはできるか、論じなさい。

1 月号（484 号）

甲社は、発行済株式 10 万株の株式会社である。甲社は公開会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の株主は、A, B, C, D, E, F, G ほか約 50 名である。甲社の定款において、定時株主総会において議決権を行使できるのは、毎年 3 月 31 日における株主であるとの基準日の定めがある。201X 年 3 月 31 日時点での甲社の持株状況は、以下の通りであった。すなわち、A の持株比率は 5%、B の持株比率は 4%、C の持株比率は 3%、D の持株比率は 2.5%、E の持株比率は 1.8%、F の持株比率は 1.5%、G の持株比率は 1.2% であり、その他の株主の持株比率はすべて 1% 以下であった。

201X 年 4 月頃から、甲社では、主流派の取締役 4 名と非主流派の取締役 3 名との間で、経営方針をめぐる争いが起こった。その結果、同年 5 月 15 日の甲社の取締役会において、同年 6 月 27 日に開催される定時株主総会の議案として、非主流派の取締役 3 名の解任を会社提案の議案（本件会社提案）とすることが決議された。

その後、201X 年 5 月 22 日の甲社の取締役会において、甲社の株主である H と K に各 1 万株ずつ合計 2 万株を割当て、払込期日を同年 6 月 10 日とする募集株式の発行を行うこと（本件新株発行）が決議された。なお、本件新株発行の払込金額は H および K に特に有利な金額ではない（払込金額の総額は 2000 万円）。

かりに本件新株発行がなされた場合、H の持株比率は 9% となり、K の持株比率は 8.5% となる一方で、E の持株比率は、1.5% となる。なお、甲社の過去数年の定時株主総会における出席株主は、約 40% 程度であった。

H と K に対しては、会社法 124 条 4 項に基づき、201X 年 6 月 27 日に開催される定時株主総会において議決権の行使を認めることが予定されている。H と K は、あらかじめ上記の定時株主総会において本件会社提案に賛成する意向を表明していた。

甲社においては、3 年契約で銀行から借り入れた債務の返済時期が 201X 年 7 月末に迫っていた（債務の総額は 1500 万円）。もっとも、ほぼ同一の条件で、新たに 3 年契約で同じ金額を借り入れることができることが可能な状況であった。

E は、201X 年 5 月 23 日になされた本件新株発行にかかる公告により、本件新株発行がなされる予定であることを知った。E は、本件新株発行の差止めを求めることができるか、E の立場において考えられる主張およびその主張の当否について、甲社の立場において考えられる主張を踏まえた上で論じなさい。なお、E による請求がされる時点は同年 6 月 9 日以前であるものとする。

12月号（483号）

甲株式会社の定款には、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定めが設けられている。甲社は、取締役会を置いていない。甲社の発行済株式は、1万株（本件株式）であり、そのすべては、創業者であるAが保有していた。なお、甲社の定款において、取締役の任期に関する特段の定めおよび単元株の定めは置かれていない。甲社の取締役は、創業以来Aのみであったが、Aが持病を悪化させてきたこともあり、201X年6月の甲社の定時株主総会において、Aのほかに、従業員出身のEが取締役として選任された。

201X+2年4月に、Aは持病の悪化により死亡した。Aの相続人は、長男B、長女Cおよび次男Dであり、法定相続分は各3分の1ずつである。Aの死後、その遺産分割協議は難航し、現在に至るまで整わない状況にある。なお、株式名簿における本件株式の名義はB、CおよびDの共有名義に書き換えられている。

201X+2年6月に、甲社の定時株主総会（本件株主総会）の招集通知がB、CおよびDに適法に発出された。Cは、本件株主総会に先立ち、本件株主総会には都合により出席できない旨を甲社に通知し、本件株主総会には出席しなかった。Dもまた、本件株主総会には出席しなかった。

本件株主総会には、Bのみが株主として出席した。本件株式について、会社法106条本文所定の権利行使者の指定および通知はなされていなかったが、Eは株主総会の議長として、Bが本件株式について議決権を行使することに同意した。本件株主総会において、本件株式についてBによる議決権行使がなされた結果、Bの配偶者であるFを取締役として選任する旨の決議（本件株主総会決議）がなされた。

Cは、単独で本件株主総会決議の決議取消しを求めることができるか、論じなさい。

11 月号（482 号）

甲株式会社は、通信教育業を営む公開会社であり、その株式を東京証券取引所に上場している。甲社は、定款で 100 株を 1 単位とする旨を定めている。201X 年の 1 月時点における甲社の取締役は、A、B、C ほか 4 名の計 7 名であり、A および B が代表取締役として選定されている（A が社長、B が副社長）。D は、甲社の株式を 3 万株保有する株主である。201X 年 1 月に、甲社において、従業員による顧客データの情報漏洩事件が起こった。その後、甲社では、被害者に対して商品券を配布するなどの措置がとられた。

201X 年 3 月上旬に、D は甲社の総務部を訪れ、総務部の従業員 E に対し、上記の情報漏洩事件に関連して将来的に甲社の取締役の責任を追及する株主代表訴訟を提起することを考えており、まず次期の甲社の株主総会において株主提案権を行使するとともに質問する予定であるが、甲社の今後の対応次第では断念してもよいと述べた。その上で、D は、E に対して、自らの銀行口座の口座番号を伝えるとともに、D が代表として発行している小冊子 α（総頁数 30 頁で定価 1 万円と記載されているものの、実際には高くても 1000 円の価値しかない）の見本誌を渡した。

E から報告を受けた総務部長の F は、ただちにこの件を A に伝えた。A は、B とともに相談の上、D の身元や素性を確認した上で、次期の株主総会を円滑に進行させるためにはやむを得ないと判断し、D の銀行口座に α 300 冊の購入費用として 300 万円を振り込むよう F に指示した。F は、総務部の予備費からこれを支出した。

201X 年 3 月中旬に、再び、D が甲社の総務部を訪れ、新しい小冊子ができたので宜しくと告げて、小冊子 β（内容は α と同様である）を E に渡して立ち去った。この件について、E を通じて報告を受けた A は、D による要求が今後エスカレートすることをおそれ、対策を講じることとした。具体的には、身元調査会社を通じて、D に対して影響力のある人物 G を探しだした上で、G に対して、甲社の子会社である乙社から、融資の形をとって 3500 万円を提供するので、その資金を利用して、G が D から株式を買い取ってほしいと依頼した（G は甲社の株主ではない。当時の甲社の株価は 1000 円前後で推移していた。買取りの依頼について、A は他の取締役には一切相談していない）。その後、乙社から G に資金提供がなされた。この資金提供は融資の形をとっているが、G から乙社に対して返済される見込みはないものであった。

甲社の経営陣はその後交替し、現在は、H が代表取締役として選定されている。H は甲社を代表して、会社法上、D および G に対してどのような請求をすることができるか、H が主張すべき内容について説明した上で、その請求が認められるか論じなさい。

10月号（481号）

甲社は、衣料品の製造販売業を営む、監査等委員会設置会社である。甲社の監査等委員である取締役はAほか2名の計3名であり、それ以外の取締役はBほか6名の計7名である。甲社の取締役のうち、社外取締役は半数未満であり、甲社の定款において会社法399条の13第6項の定款の定めは置かれていない。

乙社は、甲社の子会社であり、甲社製品を中心として、衣料品の販売業を営む株式会社である。乙社は、インバウンド向けの販売に強みを有していた。202X年3月以降、乙社の業績は、販売環境の大幅な変化に伴い急速に悪化した。そこで、乙社は、甲社に対して、乙社が従前甲社から借り入れた3000万円（返済期日は202X年4月30日）の返済を免除してほしいと申し入れた。

202X年4月に開催された甲社の取締役会（本件取締役会）では、上記の返済免除（債権放棄）について審議された。取締役会には、甲社の財務部が作成した資料に加えて、Aによる乙社の業務および財産の状況の調査をもとに、甲社の監査等委員会が作成した資料が提出された。本件取締役会では、審議の結果、乙社に対する債権を放棄することが決定された。

丙社は、甲社の発行済株式の7%を有する株主であり、スーパーなどの小売業を営む株式会社である。丙社の代表取締役であるCは、業界紙を通じて、甲社が乙社に対する債権を放棄したとの報道に接した。

問1 Cは、上記の債権放棄に関する取締役の善管注意義務違反について株主代表訴訟の提起の可否を判断するために必要があるとして、丙社を代表し、甲社の取締役会の議事録のうち、(a)乙社に対する債権放棄について審議および決定の記録がなされた部分、ならびに、(b)債権放棄の前提となる事項について審議および決定の記録がなされた部分について、閲覧および謄写の許可を裁判所に申し立てた。この申立ては認められるか、論じなさい。

問2 Bは、今後株主代表訴訟が提起される場合に備えて、本件取締役会に提出された監査等委員会の資料が作成された回の監査等委員会の議事録を確認したいと考えている。Bは、監査等委員会の議事録について、閲覧および謄写を請求することはできるか、説明しなさい。

9月号（480号）

甲社は、大会社ではない公開会社であり、監査役設置会社である。甲社には、監査役会も会計監査人も置かれていない。甲社は、定款で、事業年度を4月1日から翌年3月31日までの1年とすること、および、定時株主総会を毎年6月に開催することを定めている。202X年4月の時点での甲社の取締役は、Aほか4名の計5名であり、Aが代表取締役を務めている。また、同時点での甲社の監査役は、Bのみである。

以下の問1および問2について、それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問1 Bの監査役の任期は、202X年の甲社の定時株主総会（株主総会①）の終結の時までであった。202X年5月に開催された取締役会では、株主総会①における議題および議案について審議され、Aから、監査役の選任を株主総会①の議題とするとともに、Cを監査役候補者とする議案が提案された。Bは、この議案について反対する意見を述べたが、出席した取締役5名の全員一致で承認された。

株主総会①において、Cが監査役に選任された（株主総会決議①）。Bが、株主総会決議①について決議取消しの訴えを提起した場合、この請求は認められるか、Bの原告適格について説明した上で、論じなさい。

問2 202X年の甲社の定時株主総会（株主総会②）において、甲社の202X-1年度の計算書類について、承認する決議がなされた（株主総会決議②）。もっとも、202X-1年度の甲社の計算書類は、Bによる監査を受けていなかった。そこで、甲社の株主であるDは、株主総会②の直後に、株主総会決議②について決議取消しの訴えを提起した。

この訴えが係属中の202X+1年6月の甲社の定時株主総会において、202X年度の計算書類について、これを承認する決議が適法になされた。この場合、上述のDによる決議取消しの訴えは認められるか、論じなさい。

8月号（479号）

甲社は、出版を業とする株式会社であり、取締役会および監査役会を設置する会社法上の大会社である。甲社の取締役は、A, B, C ほか2名の計5名であり、代表取締役としてAが選定されている。

甲社は、著名な週刊誌 $\alpha$ を発行しているが、 $\alpha$ に掲載された記事をめぐり、名誉毀損を理由により、これまで度々損害賠償義務を負ってきた。そこで、甲社では、取締役会で決定した内部統制システムの構築に関する基本方針に従って、Aを内部統制システムに関する責任者と定め、名誉毀損を防止するために定期的に弁護士を講師に迎えて勉強会を開催するとともに、出版物発行前のチェック体制として各雑誌の担当取締役が各編集部を監督する体制をとることとした（ $\alpha$ の担当者はB取締役）。

もっとも、勉強会の開催は2年に1回程度にすぎず、その成果は、従業員が名誉毀損をめぐり法制度について何らかの認識を深める程度にとどまっていた。また、Bは、個々の記事の内容の当否の判断は、基本的に編集部がすべきであると考え、 $\alpha$ の編集長の説明に対しいくつか質問をする程度にとどまっており、上記以外に名誉毀損を防止する仕組みや体制は作られていなかった。

Dはテレビ等でも活躍する著名なタレントであるが、 $\alpha$ にDの名誉を毀損する内容の記事が掲載されたことにより500万円の損害を被った。そこで、Dは、甲社に対して民法709条の不法行為責任に基づいた損害賠償を求めるとともに、A個人に対しても、会社法429条1項の責任を追及することを考えている。この責任の追及は認められるか、論じなさい。

7月号（478号）

甲株式会社は、洋菓子の製造・販売を業とする公開会社であり、監査役設置会社である。甲社の取締役は、A、Bほか5名の計7名であり、Aが代表取締役として選定されている。

甲社では、日本各地に点在する工場から販売先に向けて商品を効率よく配送するために、新たに自社独自の物流倉庫を建設する計画が持ち上がった。そこで、甲社の取締役会は、営業部門担当の取締役であるBのもとに、新倉庫建設の候補地を選定するためのプロジェクトチーム（新倉庫PT）を発足させ、新倉庫PTが選定した候補地の中から最終的な建設地を決定し、当該土地を購入した上で倉庫を建設することを決定した。

その後、新倉庫PTは、社外の専門家の助言を得て、P市の土地①およびQ市の土地②の2つの候補地を選定し、甲社の取締役会において、下記のような報告を行った。すなわち、専門家による試算によれば、土地①に倉庫を建設した場合、販売数量が増加すれば収益を改善させる効果があるが、販売数量が減少すれば収益を悪化させる見込みであること、これに対して、土地②に倉庫を建設した場合には、販売数量に関係なく一定の収益の改善効果があるが、販売数量が増加した場合の効果は土地①には及ばないという報告である。

新倉庫PTの報告を受けて、甲社の取締役会において審議が行われた。その過程で、今後の販売数量の見通しについて、その時点で客観的に必要であると考えられる資料（資料によれば、販売数量が増加する見込みが80%であり、減少する見込みが20%であった）をもとに議論がなされた。議論の結果を踏まえて、Aから、候補地として土地①を選定したいとの提案がなされ、この提案が取締役の全員一致で可決された。

取締役会の決定に従って土地が購入され、倉庫が建設された。しかしながら、甲社の販売数量はその後減少し、その結果、甲社に約1億円の損害が発生した。

AおよびBは、甲社に対して、上記の損害の賠償責任を負うか。取締役の会社に対する善管注意義務の意義について説明した上で、論じなさい。

6月号（477号）

甲株式会社は、公開会社であり、監査役会設置会社である。甲社の取締役は、A、B、C、D、E、FおよびGの7名であり、Aが代表取締役（社長）を務めている。甲社の総資産額は約100億円である。

甲社の取締役会規則において、取締役会は代表取締役である社長によって招集されるとの定めがある。この定め以外に、取締役会の招集に関して、甲社の定款や取締役会規則において特段の定めはない。甲社では、近時、経営方針をめぐる対立が生じていた。AおよびBが事業の拡大を優先しようとするのに対し、CおよびDは、堅実な事業運営を優先しようとしていた。E、FおよびGは、中間的な立場であった。なお、Gは、持病により入院中であった。

20XX年6月10日、Aは、甲社の取締役会を同年6月17日に開催する旨の招集通知を送付した（本件招集通知）。

以下の問1および問2について、それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問1 本件招集通知は、Aが宛先を誤ったため、Dに届かなかった。6月17日に開催された取締役会には、DおよびGを除く全取締役および監査役が出席し、Aから事業拡大のための3億円の借入れが提案された。Cは、甲社が同業他社に比べて借入金の比率が高いことを理由に反対したが、採決において、A、Bに加えてE、Fが賛成したため、提案通りの借入れが承認された（本件取締役会決議①）。Dは、本件取締役会決議①が無効であることの確認を求めることができるか。

問2 日頃からAの強引な経営手法に疑問を抱いていたCは、密かにDおよびFに相談を持ちかけ、Aを代表取締役から解職する計画をたてた。6月17日に開催された取締役会には、Gを除く全取締役および監査役が出席した。当該取締役会において、審議事項が終了し、Aが会議の終了を告げようとしたところ、突然、Cが立ち上がり、「Aを代表取締役から解職すること提案します。ご賛同の方は起立願います。」と発言した。事前の打ち合わせ通り、DおよびFが起立したため、Cは、賛成がC、DおよびFの3名、反対がBおよびEの2名であり、本提案は可決された旨の発言を行い、当該取締役会においてAを代表取締役から解職する決議があったとされた（本件取締役決議②）。Aは、本件取締役決議②が無効であることの確認を求めることができるか。

5月号（476号）

甲株式会社は、取締役会設置会社であり、その定款には、発行する全部の株式の内容として、譲渡による株式の取得について会社の承認を要する旨の定めが設けられている。

甲社の株主は、A, B, C, D, E ほか4名の計9名である。甲社の発行済株式総数は1万株であり、そのうち、Aが4000株を、BおよびCが各1000株を保有し、残りの4000株をD, E ほか4名の計6名が保有している。

甲社の取締役は、A ほか3名の計4名であり、Aが代表取締役を務めている。

20XX年の甲社の定時株主総会の招集において、一部の株主に対して、招集通知が送付されなかった。同年6月30日に甲社の定時株主総会が開催され（本件株主総会）、取締役の選任や剰余金の処分などの決議がなされた（本件株主総会決議）。

以下の問1および問2について、それぞれ独立した設問として解答しなさい。

問1 Aは、D, E ほか4名の計6名の株主に対して、本件株主総会の招集通知を発しなかった。そのことを後から知ったDが、20XX年11月1日の時点で、この瑕疵を理由として本件株主総会の決議の効力を争った場合、認められるか論じなさい。

問2 Aは、Dに対してのみ、招集通知を発しなかった。本件株主総会に出席したEは、自らの質問に対するAの説明義務違反を理由として、20XX年7月20日に、本件株主総会決議の取消しの訴えを提起した。その後、Dに対して招集通知が発せられなかったことを知ったEが、同年11月1日の時点で、Dに対する通知漏れの瑕疵を決議取消事由として追加することは認められるか、論じなさい。

#### 4月号（475号）

甲株式会社は、和菓子の製造・販売を業とする公開会社であり、その株式を東京証券取引所に上場している。甲社の発行済株式総数は100万株であり、株主は約1000名である。甲社では、自社商品を宣伝する目的のために、株主優待制度として、営業年度末（3月31日）時点の株主に対し、自社商品を送付している。その内容は、100株以上300株未満の株主に1000円相当の商品を、300株以上1000株未満の株主に2000円相当の商品を、そして、1000株以上の株主に3000円相当の商品を送付するというものである。

甲社の定時株主総会には、毎年200名程度の株主が参加し、会場として300名収容可能なホテルの宴会場が利用されていた。しかし、20XX年6月の定時株主総会（本件株主総会）に際し、改装工事等の影響で、従前通りの会場の確保が困難な状況となった。

そこで甲社は、100名収容可能な宴会場を2つ利用して、それぞれ第1会場、第2会場とし、第2会場についてはビデオ中継で第1会場の模様を中継することにした。もっとも、第2会場の株主も、第1会場にいる取締役等に対し質問できるように、カメラやマイク等の設備が整えられた。

甲社の株主であるAは、本件株主総会の開始時刻である午前10時の30分前に会場に到着したが、甲社の受付担当者から、すでに第1会場は定員に達しているとして、第2会場に誘導された。ところが、その後、Aは、明らかにAよりも遅く会場に到着したBが、第1会場に誘導されているところに遭遇した。

後に判明した事実によると、本件株主総会では、甲社の代表取締役であるCの指示に基づき、甲社の元従業員である株主を優先的に第1会場に誘導するような運用がなされていた。Bは甲社の元従業員である株主であった。

本件株主総会では、取締役の選任等の議案が可決された（本件株主総会決議）。採決に際して、Aは第2会場から質問を行い、それについてCから適正に説明がなされた。

問1 甲社の株主優待制度は、株主平等原則に違反するか。

問2 Aは、本件株主総会決議の取消しを求めることができるか。Aの立場において考えられる主張およびその当否について論じなさい。